

大阪地裁総第1118号

令和7年10月17日

山中理司様

大阪地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

3月25日付け（同月31日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示請求書記1の②及び③の文書

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当） 総務課 電話06（6363）1281（内線4122）

司法行政文書開示請求書

令和7年3月25日

大阪地方裁判所事務局総務課 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

大阪地裁作成の以下の文書

- ①大阪地裁の事務分配(最新版)
- ②4月期転入者向けの周知文書(令和7年度分)
- ③令和7年3月21日に開催された、裁判所・検察庁と大阪弁護士会の現・新正副会長の夕食懇談会に関する文書

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

